



# 宮 崎 県 公 報

平成27年11月19日（木曜日） 第 2744 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………（財政課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ “ ） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ） 2
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ） 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ） 3
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（障がい福祉課） 3
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生す

頁

- る騒音の規制基準の一部を改正する告示……………（環境管理課） 3
- 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定の一部を改正する告示……………（ “ ） 4
- 振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する知事が指定する区域の一部を改正する告示（3件）……………（ “ ） 4
- 民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 5
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ） 6
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 6
- 公 告
- 県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………（農村整備課） 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 703号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、平成27年12月1日から適用する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]		宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]	
日向市漁業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

### 宮崎県告示第 704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302457	デイサービスあく た南店	宮崎県延岡市下伊 形町2番地 334	株式会社カイホウ	宮崎県延岡市無鹿 町1丁目2148番地	平成27年10月1日	通所介護
4570203762	デイサービス川東	宮崎県都城市上川 東一丁目16号7番 地	合同会社大迫	宮崎県都城市上川 東一丁目16号7番 地	平成27年10月4日	通所介護

宮崎県告示第 705号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4571800558	ケアプランセンタ ー さの	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田 178番 地61	合同会社ソーシャ ルオフィスのれら	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田 178番 地61	平成27年10月1日	居宅介護支援
4571900978	居宅介護支援事業 所 風の杜	宮崎県東諸県郡国 富町宮王丸城ノ下 136番地	株式会社ミナヨン	宮崎県都城市上水 流町1663番地の5	平成27年10月1日	居宅介護支援
4571701053	居宅介護支援事業 所 たでいけ至福 の園	宮崎県北諸県郡三 股町蓼池3637番地 1	株式会社ハラケア システム	宮崎県都城市中原 町1街区13号	平成27年10月19日	居宅介護支援

宮崎県告示第 706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302457	デイサービスあく た南店	宮崎県延岡市下伊 形町2番地 334	株式会社カイホウ	宮崎県延岡市無鹿 町1丁目2148番地	平成27年10月1日	介護予防通所介護
4570203762	デイサービス川東	宮崎県都城市上川 東一丁目16号7番 地	合同会社大迫	宮崎県都城市上川 東一丁目16号7番 地	平成27年10月4日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 707号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700288	ゆうゆうの森訪問介護ステーション	宮崎県串間市串間1094	社会福祉法人幸寿会	宮崎県串間市串間1094	平成27年10月31日	訪問介護

## 宮崎県告示第 708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700288	ゆうゆうの森訪問介護ステーション	宮崎県串間市串間1094	社会福祉法人幸寿会	宮崎県串間市串間1094	平成27年10月31日	介護予防訪問介護

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県告示第 709号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年11月19日

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
国武薬局小林店	小林市	小林市細野1776番地8	小林市駅南279番地	平成24年5月26日

## 宮崎県告示第 710号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年宮崎県告示第645号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、昭和47年宮崎県告示第644号により指定された地域について、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定め、昭和47年7月10日から施行する。</p> <p>特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。</p> <p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。</p>	<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、昭和47年宮崎県告示第644号により指定された地域について、特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定め、昭和47年7月10日から施行する。</p> <p>特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。</p> <p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。</p>

[略]	[略]
[略]	[略]

**宮崎県告示第 711号**

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第 1 号に規定する区域の指定（昭和47年宮崎県告示第 646号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 [略] 2 第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 (1) [略] (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち <u>患者の収容施設を有するもの</u> (4)・(5) [略]	1 [略] 2 第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 (1) [略] (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち <u>患者を入院させるための施設を有するもの</u> (4)・(5) [略] <u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園</u>

**宮崎県告示第 712号**

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和53年宮崎県告示第 268号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 [略] 2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域 (1) [略] (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち <u>患者の収容施設を有するもの</u> (4)・(5) [略]	1 [略] 2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域 (1) [略] (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち <u>患者を入院させるための施設を有するもの</u> (4)・(5) [略] <u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園</u>

**宮崎県告示第 713号**

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和54年宮崎県告示第 821号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 [略]	1 [略]

2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域

(1) [略]

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(4)・(5) [略]

[略]

2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域

(1) [略]

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4)・(5) [略]

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

[略]

宮崎県告示第 714号

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する知事が指定する区域（昭和55年宮崎県告示第1765号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>1 [略]</p> <p>2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 別添図面に桃色に斜線を付して示した区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 7 条第 1 項に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>[略]</p>

宮崎県告示第 715号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末字上宮川内5762- 1、字荒谷6690- 2、6691、6692- 2、字柿迫 10515- 2、字大仁田 10903- 2、字小仁田 10904- 2、字久保谷 10905、字日平 10906、字樫椎 10907- 1、字蛭谷 10908- 1、10908- 3 から 10908- 5 まで、大字川内字ヲシカ谷5797- 1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 716号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
門 川 町	三ヶ瀬赤木 谷川	09- 421- 2 - 005	土 石 流
	市の原谷川	09- 421- 2 - 006	土 石 流
	市の原谷川 1	09- 421- 2 - 007	土 石 流
	市の原谷川 2	09- 421- 2 - 008	土 石 流
	市の原谷川 3	09- 421- 2 - 009	土 石 流
	前 田	I - 1 - 1153	急傾斜地の崩壊
	松ヶ原	II - 1 - 1154	急傾斜地の崩壊
	宇登木股	I - 1 - 1155	急傾斜地の崩壊
	奥 野	II - 1 - 1152	急傾斜地の崩壊
	市の原- 1	II - 1 - 6598	急傾斜地の崩壊
	市の原- 2	II - 1 - 6599	急傾斜地の崩壊
	市の原- 3	II - 1 - 6600	急傾斜地の崩壊
	市の原- 4	II - 1 - 6602	急傾斜地の崩壊
	市の原- 5	II - 1 - 6603	急傾斜地の崩壊
	市の原- 6	II - 1 - 6604	急傾斜地の崩壊
江 子	II - 1 - 6609	急傾斜地の崩壊	
三ヶ瀬赤木	II - 1 - 6610	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 717号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別 警戒区域の箇所 （溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
門 川 町	三ヶ瀬赤木 谷川	09- 421- 2 - 005	土 石 流
	市の原谷川	09- 421- 2 - 006	土 石 流
	市の原谷川 1	09- 421- 2 - 007	土 石 流
	市の原谷川 2	09- 421- 2 - 008	土 石 流
	市の原谷川 3	09- 421- 2 - 009	土 石 流
	前 田	I - 1 - 1153	急傾斜地の崩壊
	松ヶ原	II - 1 - 1154	急傾斜地の崩壊
	宇登木股	I - 1 - 1155	急傾斜地の崩壊
	奥 野	II - 1 - 1152	急傾斜地の崩壊
	市の原- 1	II - 1 - 6598	急傾斜地の崩壊
	市の原- 2	II - 1 - 6599	急傾斜地の崩壊
	市の原- 3	II - 1 - 6600	急傾斜地の崩壊
	市の原- 4	II - 1 - 6602	急傾斜地の崩壊
	市の原- 5	II - 1 - 6603	急傾斜地の崩壊
	市の原- 6	II - 1 - 6604	急傾斜地の崩壊
江 子	II - 1 - 6609	急傾斜地の崩壊	
三ヶ瀬赤木	II - 1 - 6610	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 718号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 27-1	平島善範	西都市大字右松字 嶋畑 219番9、2 19番13	4.20	34.96 34.82	平成27 年10月 28日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、宇都地区県営土地改良事業（高原町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年11月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年11月19日から平成27年12月18日まで
- 3 縦覧場所  
高原町役場
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

--	--